# 平成30年度上期

# 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(通称、F補助金) 応募要領

## ■平成30年度上期における応募申請と書類提出期限

新規の応募申請(以下「新規申請」という。)は、<u>平成29年4月1日から平成30年2月28日まで</u>に対象地域で企業立地した事業者が対象となります。また、特例増設(既にF補助金を受給したことがある事業所に係る交付期間の延長措置)の初回の応募申請(以下「特例増設初回申請」という。)は、<u>平成29年4月1</u>日以降に交付対象事業所で増設を行った事業者が対象となります。

新規申請及び特例増設初回申請にあたっては、<u>平成30年5月1日(火)まで</u>に交付対象事業所が立地する 市町村に申請に係る推薦を依頼してください。

新規申請及び特例増設初回申請、継続の応募申請(新規申請に採択された後に継続される応募申請。以下「継続申請」という。)は、申請書類(審査依頼書及び添付書類)を下記書類送付先へ提出期限までに送付してください。

書類提出にあたっては、この応募要領及び審査依頼書記入要領を熟読した上で、申請書類に不備の無いようお願いします。

## 「申請書類の提出期限]

継続申請 ------<u>平成30年5月1日(火)まで</u> 新規申請及び特例増設初回申請 -----平成30年5月11日(金)まで

- ※1 F補助金は予算の範囲内で執行されるため、その範囲を超える場合には、交付額が圧縮されることになります。
- ※2 応募要領の内容に変更が生じた場合、速やかに 一般財団法人 電源地域振興センター(以下「本財団」という。)のホームページ(http://www2.dengen.or.jp/)にて周知します。

### ■目次

Ι.	F補助金制度の概要	Р	2
${\rm I\hspace{1em}I}$ .	主な用語の説明	Р	2
Ⅲ.	電力給付金の交付要件	Р	4
IV.	特例給付金の交付要件	Р	5
V.	特例増設の要件	Р	5
VI.	交付額の算定	Р	7
VII.	交付の特例	Р	10
VⅢ.	申込み手続きとスケジュール	Р	10
IX.	F補助金制度に関する Q&A	Р	12
別組	₹	Р	17

平成30年4月

### (書類送付・お問合せ先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番3号 堀留中央ビル7階

一般財団法人 電源地域振興センター 総務企画部 立地審査課

電話番号 03-6372-7307 FAX番号 03-6372-7301 http://www2.dengen.or.jp/

# I.F補助金制度の概要

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)は、原子力発電施設等の周辺の地域における企業 立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化 に資することを目的とします。対象地域の道府県が定める交付要綱等に基づき実施される事業であり、その**予算** の範囲内において執行されます。半期(上期:4~9月、下期:10~3月)ごとに、事業者からの応募申請(以下「申 請」という。)に基づき審査の上、交付要件を満たした者について、交付申請等の手続きを経た上で、F補助金(以下「給付金」という。)の交付が行われます。

#### 1. 対象地域

原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村等が対象となります(別紙 A 参照)。

### 2. 対象者

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で、企業立地及び特例増設を行った者。ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。

#### 3. 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

- (ア)製造業に属する事業
- (イ)道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
- (ウ)道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は 対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

ただし、企業立地日が平成27年9月30日以前で継続申請の場合、事業の種類は製造業・非製造業を問いません。

また、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する事業は対象外です(Q&A3及びQ&A4参照)。

詳しくは、道府県若しくは市町村の担当部署にお問合せください。

### 4. 対象となる給付金

電気料金の支払実績等に基づいて算定される電力給付金、及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金。

#### 5. 対象時期

企業立地した半期の翌半期から概ね8年間(Q&A14、15参照)。

新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができます。以降、交付要件を満たした場合、 最大で計16期の継続申請が可能です(翌々半期に行った場合は、15期)。

特例増設に該当する場合、更に交付期間が延長されます。

# Ⅱ. 主な用語の説明

### 1. 企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下の要件を満たし、対象市町村の長が推薦したものをいいます。

- ア 事業所の新増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること
- イ 対象市町村内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと、及び公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

### 2. 新設

対象市町村の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいいます。

#### 3. 增設

対象市町村の区域内にある事業所を、同一場所で拡充或いは設備等の増強を行うことをいいます。

#### 4. 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

ア 電気の需給契約を新たに締結する場合

電気の供給を受けた最初の日

- 注:ただし、同一敷地内(隣接及び道路対向地含む)等に事業所がある場合は、電力の需給契約を新たに締結した場合でも増設での取扱いとなることがあります(審査依頼書記入要領別紙2参照)。
- イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合
  - (ア)契約電力変更の申込みを行った場合 契約変更に伴い契約電力が増加した日
  - (イ)最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約(デマンド)の場合 契約電力が増加した日

## 5. 特例增設

企業立地日の属する半期の翌半期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

- ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること
- イ 事業所の増設に伴い取得した固定資産の価額(以下「投資額」という。)の総額が次に掲げる金額以上であること
  - (ア) 当該増設が所在市町村において行われる場合にあっては、250万円(税抜)
  - (イ) 当該増設が隣接市町村(旧隣接)において行われる場合にあっては、500万円(税抜)
- ウ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること
  - (ア)製造業に属する事業
  - (イ)道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的 とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
  - (ウ)道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県 又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

### 6. 特例增設日

特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

- ア 契約電力変更の申込みを行った場合 契約の変更に伴い契約電力が増加した日
- イ 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約(デマンド)の場合 契約電力が増加した日

# Ⅲ. 電力給付金の交付要件

- 1. 平成30年度上期申請における企業立地日
  - (1)新規申請の場合

企業立地日が平成29年4月1日~平成30年2月28日であること(Q&A1参照)。ただし、企業立地日が平成29年度上期であって平成29年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。

(2)継続申請の場合

企業立地日が平成22年4月1日以降であること。

#### 2. 電力関係

- (1)給付金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること。
- (2)電気の需給契約の需要区分が<u>電力</u>需要であること。

需要区分が<u>電灯</u>需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定のあるものも対象外となります。その他、電力需要の形態や需給契約によって異なる取扱いをする場合があります(Q&A5参照)。

(3)電気の需給契約の相手方は、電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)であること。

小売電気事業者等の確認については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。 なお、小売電気事業者等からの電気の需給方法によっては、補助対象とならないことがあります(電力代理購入事業等の契約によるもの等)。

(4) 増設の場合は、契約電力と電気料金が増加していること。

平成30年度上期申請における当初の概ね8年間の交付期間(以下「当初交付期間」という。)に係る増加契約電力、増加電気料金は、下表のとおり算定します。

	新 設	増 設	
		企業立地日の属する月を含む過去1年間の契 約電力の月平均値	
実契約電力	企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ H29.10.1~H30.3.31 の支払電気料金に係る契約電力の月平均値	同 左	
増加契約電力	同上	実契約電力から基礎契約電力を差引いた値	

	新 設	増 設	
基礎電気料金 ゼロ		企業立地日の属する月を含む過去1年間の電 気料金の月平均値	
実支払電気料金	企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ H29.10.1~H30.3.31 の支払電気料金	同 左	
増加電気料金	同上	実支払電気料金から支払月数で換算した基礎 電気料金を差引いた値	

※給付金算定の対象となる電力契約や電気料金についてはQ&A5をご参照ください。

#### 4. 雇用関係

- (1)雇用者は、給付金の申請者が直接雇用し、対象事業所で就労している常用雇用者であること。
- (2)雇用者は、雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」の加入者であること(Q&A8参照)。
- (3)対象事業所における雇用創出効果が3人以上であること。

平成30年度上期申請における当初交付期間の雇用創出効果の算定の考え方は、下表のとおりです。

	新設	増 設
基礎雇用者数(Q&A6参照) (新規申請時に設定)	ゼロ	企業立地日の1年前の属する半期末日 の雇用者数
控除雇用者数 (申請期ごとに変動)	同一市町村等からの転入者等(Q&A7参照)	
増加雇用者数 (=雇用創出効果)	H30.3.31 の雇用者数から控除雇用者数 を差引いた値	H30.3.31 の雇用者数から基礎雇用者数 と控除雇用者数を差引いた値

# IV. 特例給付金の交付要件

電力給付金の交付対象であるもののうち、新規申請時に更に以下の投資要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。

- (1)給付金の申請者が直接、地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得したものであること。
- (2)原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に当該(対象)事業所の新増設に伴う投資を行い、その投資額が下表に掲げる金額以上であること。

	新 設	増 設
所在市町村	500万円(税抜)	250万円(税抜)
隣接市町村	1,000万円(税抜)	500万円(税抜)

※投資を行った日並びに投資額とは、固定資産台帳上の取得日並びに取得価額となります。 なお、投資額は圧縮記帳後の額となります。

# V. 特例増設の要件

特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から概ね8年間、交付期間が延長されます(Q&A 15参照)。特例増設の申請は2度まで可能なので、当初交付期間に加え、1度目の延長交付期間の概ね8年間(以下「延長交付期間1」という。)及び2度目の延長交付期間の概ね8年間(以下「延長交付期間2」という。)により、最大で交付期間が概ね24年間となる場合があります(別紙 F 参照)。

1. 平成30年度上期に特例増設初回申請(1度目又は2度目)をする場合の特例増設日 特例増設日が平成29年4月1日~平成30年2月28日であること(Q&A1参照)。

### 2. 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

- (ア)製造業に属する事業
- (イ)道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
- (ウ)道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は 対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

### 3. 電力関係

契約電力と電気料金が増加していること。

平成30年度上期における交付期間延長に係る増加契約電力、増加電気料金は、下表のとおり算定します。

1771 124 771 1 2 2 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
基礎契約電力	※下表「交付期間延長に係る基礎契約電力、基礎電気料金」を参照		
実契約電力	特例増設日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ H29.10.1~H30.3.31 の支払電気料金に係る契約電力の月平均値		
増加契約電力	実契約電力から基礎契約電力を差引いた値		

基礎電気料金	※下表「交付期間延長に係る基礎契約電力、基礎電気料金」を参照	
実支払電気料金	気料金 特例増設日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ H29.10.1~H30.3.31 の支払電気料金	
増加電気料金 実支払電気料金から支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値		

### 交付期間延長に係る基礎契約電力、基礎電気料金

	特例増設1度目 (延長交付期間1の基礎値)	特例増設2度目 (延長交付期間2の基礎値)
当初の企業立地日 が H20.3.31 以前 (特例増設前は旧 制度を適用してい たもの)	特例増設日(1度目)の属する月を含む過去1年間の 契約電力と電気料金の月平均値	(A)特例増設日(2度目)の属する月を含む過去1年
		間の契約電力と電気料金の月平均値 (B)特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特
当初の企業立地日 が H20.4.1 以降 (特例増設前は新	(A)特例増設日(1度目)の属する月を含む過去1年間の契約電力と電気料金の月平均値	例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力 と電気料金の月平均値のうち最大の値
制度を適用していたもの)	(B)企業立地日の属する半期の翌期から特例増設 日(1度目)の属する半期の前期まで(補助金の 不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気 料金の月平均値のうち最大の値	⇒(A)と(B)の大きいほうの値
	⇒(A)と(B)の大きいほうの値	

#### 4. 雇用関係

対象事業所における雇用創出効果が3人以上あること。

平成30年度上期における交付期間延長に係る雇用創出効果は、平成30年3月31日の雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数と控除雇用者数を差引いて算定します。

### 交付期間延長に係る基礎雇用者数

	特例増設1度目 (延長交付期間1の基礎値)	特例増設2度目 (延長交付期間2の基礎値)
当初の企業立地日 が H20.3.31 以前 (特例増設前は旧 制度を適用してい たもの)	特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期末日 の雇用者数	(A)特例増設日(2度目)の1年前の日が属する半期 末日の雇用者数
当初の企業立地日 が H20.4.1 以降 (特例増設前は新 制度を適用してい たもの)	(A)特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B)企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日(1度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数	(B)特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数  ⇒(A)と(B)の大きいほうの雇用者数

## 5. 投資関係

- (1)給付金の申請者が直接、地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得したものであること。
- (2)原則として特例増設日の属する半期に当該(対象)事業所の特例増設に伴う投資を行い、その投資額が次に掲げる金額以上であること。
  - ・当該増設が所在市町村において行われる場合にあっては、250万円(税抜)
  - ・当該増設が隣接市町村(旧隣接)において行われる場合にあっては、500万円(税抜)
  - ※投資を行った日並びに投資額とは、固定資産台帳上の取得日並びに取得価額となります。 なお、投資額は圧縮記帳後の額となります。

# VI. 交付額の算定

電力給付金と特例給付金の合計を算定交付額とします。また、交付限度額を別途算定します。算定交付額と交付限度額を比較し、最も少ない額が交付額となります。

なお、F補助金は**予算の範囲内**で執行されるため、その範囲を超える場合には、交付額が圧縮されることになります。

算定交付額並びに交付限度額の算定方法は次の通りです。

### 1. 電力給付金の算定方法

### (1)1kW当たりの月額電気料金の算定

# 実支払電気料金【※1】-基礎電気料金【※4】 (実契約電力【※2】-基礎契約電力【※5】)×支払月数【※3】

增加電気料金 = 実支払電気料金 - 基礎電気料金 増加契約電力 = 実契約電力 - 基礎契約電力

- ※1 平成29年10月1日から平成30年3月31日の支払電気料金から、消費税等相当額、遅収料金・延 滞利息、契約超過金等、申請者以外の電気料金負担分を除いたものとなります(Q&A5参照)。
- ※2 ※1の支払月における契約電力の平均値となります。申請者以外の電気料金負担分は、合理的な 方法により控除します。
- ※3 ※1の電気料金の支払月数となります。
- ※4 増設前1年間の実支払電気料金を、支払月数に換算した値となります(別紙G-2参照)。
- ※5 ※4の支払月における契約電力の平均値となります。

### **%**4, **%**5

新設の場合はゼロとなります。

特例増設を行った以降、上記算定に用いる基礎電気料金、基礎契約電力はQ&A10を参照。

### (2)算定単価の決定

前項で得られた1kW当たりの月額電気料金を下表の区分に当てはめ、算定単価①又は算定単価②を求めます。

所在市町村及び隣接市町村(旧隣接)は算定単価①、隣接市町村(旧外部)は算定単価②が適用されます(別紙A参照)。

1kW当たりの月額電気料金	算定単価①	算定単価②
1,500円未満	600円	300円
1,500円以上 1,600円未満	640円	320円
1,600円以上 1,700円未満	680円	340円
1,700円以上 1,800円未満	720円	360円
1,800円以上 1,900円未満	760円	380円
1,900円以上 2,000円未満	800円	400円
2,000円以上 2,100円未満	840円	420円
2,100円以上 2,200円未満	880円	440円
2,200円以上 2,300円未満	920円	460円
2,300円以上 2,400円未満	960円	480円
2,400円以上 2,500円未満	1,000円	500円
以後、100円ごとに区分	以後、40円ずつ加算	以後、20円ずつ加算

### (3)電力給付金の算定

## 增加契約電力×(算定単価-交付金単価)×支払月数

増加契約電力は、雇用創出効果に応じて次のように上限が設定されていますので、上限値を超える場合は、上限値に置き換えられます。

雇用創出効果	増加契約電力の上限
3人以上20人未満	1, 500kW
20人以上	2, 500kW

交付金単価は、別紙A及びQ&A13参照。

# 2. 特例給付金の算定

所在市町村の場合 30万円×雇用創出効果(人数)

隣接市町村の場合 15万円×雇用創出効果(人数)

特例給付金の加算は定額ではなく、下記「4. 交付額の算定」により変動します。 特例増設を行った以降、上記算定に用いる雇用創出効果は、Q&A10参照。

- 3. 交付限度額の算定
  - (1)算定電気料金による限度額の算定

# 增加契約電力×(算定単価×係数A-交付金単価)×支払月数

ここで、増加契約電力はVI. 1. (3)で雇用創出効果に応じて増加契約電力の上限が設定されていますので、上限値を超える場合は、上限値に置き換えられます。

係数Aは、市町村ごとに設定されています。

所在市町村 2.0 隣接市町村(旧隣接) 1.5 隣接市町村(旧外部) 2.0

(2) 支払電気料金による限度額の算定

## 增加電気料金×係数B-(增加契約電力×交付金単価×支払月数)

係数Bは、市町村ごとに設定されています。

所在市町村 1.0 隣接市町村(旧隣接) 0.75 隣接市町村(旧外部) 0.5

### 4. 交付額の算定

- (1) 算定交付額(電力給付金+特例給付金)
- (2)算定電気料金による限度額
- (3)支払電気料金による限度額

上記(1)~(3)のうち、最も小さい値が交付額(千円未満切捨て)となります。

5. 算定のモデル例

別紙G-1~G-3を参照。

# VII. 交付の特例

### 1. 共同申請

複数の中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)が同一市町村内において、共同して行う企業立地であって、それぞれの中小企業者の雇用創出効果が3人に満たない場合でも、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、共同申請を行うことができます。この場合、算定に用いる増加契約電力は、1,500kW をもって限度とします。

共同申請により給付金を受給後、継続申請においてそれぞれの中小企業者の雇用創出効果が3人以上となった場合も、引続き共同申請を行ってください(要件はQ&A11参照)。

### 2. 共同受電

複数の事業者が同一の工業団地内、敷地内又はビル等内において<u>同一時期に行う企業立地</u>(雇用創出効果の合計が3人以上である場合に限る。)の場合であって、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため電気事業者との電気の需給契約を締結する場合にあっては、当該電気の需給契約を締結する者に対して、給付金を交付することができます。

この場合の契約電力は、共同して電気の供給を受けた契約電力とします。

共同受電においては、共同受電の構成員である企業のうち給付金申請の対象になるのは、最低1人以上の雇用創出効果がある場合であり、増加雇用者のない場合は対象になりません(要件はQ&A12参照)。

# Ⅷ. 申込み手続きとスケジュール

- 1. 申請から給付金の支払いに至るスケジュール
- 新規申請及び特例増設初回申請(1度目又は2度目)の場合

① 平成30年5月1日(火)まで 市町村の窓口に申請の推薦を依頼します。

新規申請と特例増設初回申請の場合にのみ必要です。

※市町村は別途推薦書を道府県経由で本財団に提出しま すので、申請者は以後の推薦に係る手続きは不要です。

② 平成30年5月11日(金)まで 本財団に審査依頼書及び必要な添付書類を提出します。

書類の到着をもって審査依頼受理とし、<u>期限後は受付できま</u>

せん。

審査依頼書等の用紙は市町村で入手できます。また、本財団

のホームページよりダウンロードすることもできます。

③ その後 本財団にて審査を行います。

必要に応じてヒヤリング等を行い、書類に不足・不備があれば

修正等をお願いします。

審査の結果を本財団から通知します。

④ 平成30年7月上旬 交付申請書を本財団に提出します。

必要に応じ現地調査(状況、原本の確認等)を実施します。

⑤ 平成30年9月上旬 本財団から交付決定通知書を送付します。

⑥ 平成30年9月中旬 給付金に係る支払請求書を本財団に提出します。

⑦ 平成30年9月下旬 本財団から給付金を指定口座に振込みます。

- 継続申請の場合
- ① 平成30年5月1日(火)まで

本財団に審査依頼書と必要な添付書類を提出します。 書類の到着をもって審査依頼受理とし、<u>期限後は受付できま</u> せん。

審査依頼書等の用紙は本財団から事前に送付します。また、 本財団のホームページよりダウンロードすることもできます。

② 以降は、上記「新規申請及び特例増設初回申請(1度目又は2度目)の場合」の③~⑦と同様となります。

※スケジュールについては、目安であり、前後することがあります。

# 2. 審査依頼書と添付書類

審査依頼書に添付する書類は次の通りです。

★を付したものは新規申請及び特例増設初回申請、継続申請のいずれの場合も必要です。 ☆を付したものは新規申請及び特例増設初回申請のみ必要です。

## 【電力関係書類】(②~⑤は写し)

- ★ ①電力帳票まとめ表【様式1】
- ☆ ②電力の供給に関する契約書あるいは電力使用開始申込書又は増設申込書等(企業立地日等を確認できるもの) ※継続申請の場合であっても、電力契約に変更があった場合は同様の書類が必要となります。
- ★ ③電力の検針票又は使用量のお知らせ等(使用期間が確認できるもの)
- ★ ④電気料金請求書、電気料金内訳明細書等(電気料金算定方法が確認できるもの)
- ★ ⑤電気料金の領収書又は口座振替のお知らせ等(料金の支払いが確認できるもの)

## 【雇用関係書類】(⑦、⑩~⑬は写し)

- ★ ⑥雇用保険被保険者一覧表【様式2】
- ★ ⑦事業所台帳異動状況(旧ヘッダー2)照会 ※ハローワークより入手してください。
- ★ ⑧事業所別雇用内訳表【様式3】
- ★ ⑨誓約書【様式4】
- ★ ⑩雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
- ★ ⑪タイムカード又は出勤簿等(平成30年3月31日を含むもの)

(特例給付金加算対象先で、今期の雇用創出効果対象者全員分)

- ★ ⑫労働者名簿(労働基準法第107条第1項に基づき作成されたもの)
- ★ ① 賃金台帳

### 【特例給付金に係る投資書類】(⑮は写し)

- ☆ ⑭特例給付金に係る付属書類【様式5-1又は様式5-2と別紙1・別紙2】
- ☆ 15固定資産台帳等

### 【その他書類】(写し)

- ★ 16会社案内、会社概要等
- ★ ⑰会社組織図、体制表等(平成30年3月31日時点のもの)
- ★ ®決算書(貸借対照表·損益計算書)過去2年分
- ★ (19【共同申請・共同受電の場合】給付金の配分等にかかる協定書

詳しくは、審査依頼書記入要領に説明がありますので、ご参照ください。 また、個々の事例に即して、これら以外の書類の提出をお願いすることがあります。

# IX. F補助金制度に関するQ&A

- Q1 新規申請の場合、企業立地日から期間が経過しても申請できますか。
- A1 企業立地日の属する半期の翌半期あるいは翌々半期に申請することができます。特例増設初回申請についても、特例増設日の属する半期の翌半期あるいは翌々半期に申請することができます。今回(平成30年度上期)新規申請ができる事業所は、企業立地日の属する月の翌月以降の電気料金支払分が対象となることから、平成29年4月1日から平成30年2月28日の間に企業立地を行ったものとなります(別紙C参照)。

なお、特例増設は、従前の交付期間が満了又は途中まで経過した場合でも、要件を満たせば2度 に限り新たに申請することが出来ます。

- Q2 試運転期間とはどのようなことをいうのですか。
- A2 対象事業所で電気の需給契約を締結した後に、自ら事業の用に供する設備の設置などに要する 期間を試運転と取扱い、企業立地日は当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日と なります。

また、建物竣工などにより引渡しを受け、自ら事業の用に供する事業所になった時が企業立地日となります。

このいずれの場合も、操業(事業)開始届及び確認資料を提出していただきます。

- Q3 対象企業とは具体的にはどのようなものをいうのですか。
- A3 事業を営む株式会社その他法人格を有する団体をいい、法人格を有しない任意団体は対象となりません。 個人も対象となりますが、その場合には帳簿書類が法人と同様に整備されている必要があります。 また、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として、公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する事業は、対象となりません。風俗営業に該当する範囲については、Q&A4を参照してください。
- Q4 対象とならない風俗営業とは、どのようなものですか。
- A4「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する次のものを指します。
  - ①接待飲食等営業

キャバレー、待合、料理店、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、喫茶店、バー等が該当する場合があります。

- ②マージャン屋、パチンコ店、ゲームセンター、など
- ③性風俗関連特殊営業
- ④接客業務受託営業

詳細については市町村等にお問合せください。

- Q5 対象となる・ならない電力契約や電気料金にはどのようなものがありますか。
- A5 平成30年度上期の申請における対象電力契約・電気料金は、新規申請の場合、企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成29年10月1日から平成30年3月31日までの支払電気料金が対象です。継続申請の場合、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの支払電気料金が対象です。特例増設初回申請の場合(継続申請との重複期間を除く)、特例増設日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成29年10月1日から平成30年3月31日までの支払電気料金が対象です。

消費税等相当額、遅収料金・延滞利息、契約超過金等は対象外です。また、早収期限後又は支払期限後 の支払いで、翌半期に支払われた電気料金は対象外です。

電灯契約、臨時契約は対象外です。

わかりにくい契約形態につきましては、本財団までお問合せください。

- Q6 基礎雇用者とはどのようなものをいうのですか(特例増設の場合を除く)。
- A6 増設の場合、企業立地日の1年前の属する半期末日の雇用者をいいます。 基礎雇用者数は、新規申請時の審査にて確定し、以降の継続申請時は、対象者の離職・転出等にかかわらず同一の数となります。特例増設の場合は、「V. 特例増設の要件」の3. を参照。
- Q7 控除雇用者とはどのようなものをいうのですか。雇用創出効果となるのはどのような場合ですか。
- A7 以下のとおり用語を定義します(別紙B参照)。
  - ①新規雇用者 対象事業所へ、新卒・中途採用等により新たに採用され従事している者。
  - ②他の地域からの転入者 既存事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者で、「同一市町村等からの転 入者」以外の者。
  - ③同一市町村等からの転入者
    - a.同一市町村間において、既存事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者。
    - b.同一道府県内において、所在市町村にある既存事業所から隣接市町村にある対象事業所へ、人事 異動により配属され従事している者。
    - c.同一道府県内において、隣接市町村にある既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ、 人事異動により配属され従事している者。
      - ※平成25年4月1日以降に対象地域で企業立地した事業者については、隣接市町村であっても旧外部からの既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所への転入者は雇用創出となります。
    - d.新設の場合、企業立地日の2カ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」。
  - 「①新規雇用者」及び「②他の地域からの転入者」は、雇用保険の一般被保険者に加入等の要件を満たせば、雇用創出効果となります。
  - 「③同一市町村等からの転入者」は、控除雇用者として扱うため雇用創出効果となりません。
  - よって控除雇用者数は、継続申請の都度、対象者の離職・転出により変動があり得ます。

- Q8 雇用者とは、いわゆる正社員以外の者も含むのですか。派遣社員や関係会社の者は含まれないのですか。
- A8 対象となる雇用者とは、申請者が直接雇用し、交付対象事業所で就労している常用雇用者のことをいい、 雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」が対象となります。

他の企業への出向等により、当該事業所に勤務実態のない雇用者は対象となりません。 派遣社員や関係会社の者は、申請者が直接雇用した者ではないので対象となりません。 正社員以外(パート等)であっても、雇用保険の「一般被保険者」は対象となります。

## ★参考「一般被保険者」とは

雇用保険法に規定されている雇用保険の対象となる被保険者のうち、次の者を除いた者。

- 高年齡被保険者
  - 65歳以上の被保険者

※今回の場合は昭和28年4月1日以前に生まれた方が該当します。

- •短期雇用特例被保険者
- •日雇労働被保険者
- Q9 事業所の新設の場合で、企業立地日より前に配置した雇用者があるが、どうなりますか。
- A9 新設の場合、電気の需給契約に先行して、その事業所での雇用が発生する場合があります。企業立地日の 2カ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」は、控除雇用者となります。企業立地日 の2カ月前の日より前から勤務している雇用保険未加入者が新たに雇用保険に加入した場合も、控除雇用 者となります。

企業立地日の2カ月前以降の雇用者は、雇用創出効果とすることができます。

- Q10 特例増設を行った以降、電力給付金及び特例給付金の算定はどのようになりますか。
- A10 別紙F、別紙G-3を参照ください。
  - ①今回の申請で交付期間が重複する期の場合

(当初交付期間と延長交付期間1の重複、延長交付期間1と延長交付期間2の重複、当初交付期間と延長交付期間1並びに延長交付期間2の重複)

以下の通り、最も前の「交付期間に係る基礎値」により算定を行います。

重複のパターン	算定に用いる基礎値
当初交付期間、延長交付期間1が重複する期	当初交付期間に係る基礎値
延長交付期間1、延長交付期間2が重複する期	延長交付期間1に係る基礎値
当初交付期間、延長交付期間1、延長交付期間2が重複する期	当初交付期間に係る基礎値

②今回の申請で交付期間が重複しない期の場合 該当する「交付期間に係る基礎値」により算定を行います。

いずれの場合も雇用創出効果は基礎雇用者数及び控除雇用者数を控除します。

- Q11 共同申請の特例が適用されるための要件はどのようなものですか。
- A11 代表して給付金の交付を受ける者(以下「代表申請者」という。)以外に、共同申請の特例を適用して給付金の交付を受ける者を、以下「他申請者」といいます。
  - ①給付金の代表申請者及び他申請者は、中小企業基本法第2条に規定された要件を満たす企業又は 個人をいいます。
  - ②給付金の代表申請者及び他申請者の雇用創出効果の合計が3人以上であること。
  - ③給付金の代表申請者及び他申請者は、給付金の申請方法等について、協定書を締結して いること。
- Q12 共同受電の特例が適用されるための要件はどのようなものですか。
- A12 給付金の申請者以外に、共同受電の特例を適用して給付金の交付を受ける者を、以下「他事業者」といいます。
  - ①給付金の申請者は、小売電気事業者等と電気の需給契約を締結した者であること。
  - ②給付金の申請者は、給付金の配分方法等について、他事業者と協定書を締結していること。
  - ③給付金の申請者及び他事業者の雇用創出効果の合計が3人以上であること。
  - ④給付金の申請者及び他事業者は、電気料金の負担者であり、自ら直接雇用した者の雇用創出効果が 1人以上であること。一時的な使用を行う事業者(展示場等)は対象外です。
  - ⑤給付金の申請者及び他事業者の契約電力・電気料金は、<u>子メーターを設置し</u>、その電力使用量等に 基づき適正に算出されていること。

交付対象となる契約電力・電気料金は、交付要件を満たしている申請者及び他事業者の契約電力・電気 料金の合計です。

- Q13 交付金(電源立地地域対策交付金)とは何ですか。
- A13 電源立地地域対策交付金の一部である原子力発電施設等周辺地域交付金相当分及び給付金加算等措置による交付金のことです。

原子力発電施設等の周辺地域を対象とし、小売電気事業者等から電気の供給を受けている一般家庭・工 場等に対して算定されています。

この交付金と給付金(F補助金)の重複を防止するため、給付金の算定に際して、差引く単価として用います(別紙A参照)。

- Q14 交付期間中、注意することはありますか。
- A14 交付要件を満たさなかった場合、その半期について給付金は交付されません。その後、交付要件を再び満たした場合、その半期について給付金が交付されます。なお、給付金が交付されない半期も交付期間に含まれます。

- Q15 いつまで申請することができますか。
- A15 企業立地日の属する半期の翌半期から起算し概ね8年間(最大16期)の継続申請が可能です。特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から起算し概ね8年間(最大16期)の継続申請が可能です。
- Q16 給付金の交付を受けた場合、何か制限がありますか。
- A16 電力、雇用等の書類について、交付期間の終了後5年間、保存してください。必要に応じ調査を実施する場合があります。
- Q17 給付金と他の補助金を重複して受けられますか。
- A17 過去に電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金(B補助金)の交付を受けている場合であっても、給付金を受給することはできます。
  - この他の補助金を受ける際は、その補助金の関係書類をご提出いただく場合があります。給付金は支払電気料金の実質的割引措置であり、他の補助金が電気料金を補助するものでないかどうかを確認します。
- Q18 審査依頼書及び提出書類に間違いがあった場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。
- A18 補助金の申請者(手続代行者含む)が提出する書類は、その内容に間違いの記述があってはなりませんが、間違いが判明した場合は、速やかに申告してください。 なお、内容によっては、補助金の返還等の処分が科せられる場合があります。

# F補助金の対象区域、適用単価、交付金単価(差引く単価)の一覧

平成30年度上期への適用(予定)。別紙Aの内容に変更が発生した場合、速やかに本財団のホームページにて周知いたします。

1. 現市町村名、合併前の市町村区分、所在隣接の別、実施主体、算定区分、交付金単価等は、以下の表のとおりです。 所在隣接の別は、市町村合併の内容等により、さらに以下のとおり3つに区分され、交付限度額の算定等に適用されます。

所在
所在市町村であることを示します。設置が予定されている市町村も同様です。

旧隣接 隣接市町村(旧隣接)であることを示します。

旧外部 隣接市町村(旧外部)であることを示します。(一定期間内に行われた市町村合併により対象地域となったものをいいます)

- 2. 審査、振込み等の実施主体は、以下のとおり区分されます。
  - ◎ 道府県が指定する事業者が審査から振込み等まで実施
  - 道府県が指定する事業者が審査のみ実施し、道府県が振込み等を実施
  - △ 道府県が審査から振込み等まで実施
  - □ 補助金対象区域外
- 3. 算定区分

算定単価について、所在及び旧隣接は①、旧外部は②が適用されます。

算定区分の欄に記載のないものは、算定単価①が適用されます。

※1 企業立地日が平成20年3月31日以前の案件………算定単価②を適用 企業立地日が平成20年4月1日以降の案件………算定単価①を適用

#### 4. 対象区域

※2 旧外部 企業立地日・特例増設日が平成25年4月1日以降の案件……… 補助金対象区域外

※3 南相馬市(旧鹿島町、旧原町市) 企業立地日・特例増設日が平成25年3月31日以前の案件 所在

平成25年4月1日以降の案件 補助金対象区域外

#### 5. 交付金単価

			所在	E隣接	の別					
道				隣	接	実	算			
府県名	現市町村名	合併前の 市町村区分	所在	旧隣接	旧外部 ※2	施 主 体	定 区 分	交付金単価	加算給付金 単価	参考
北	共和町			0		0		228		
	岩内町			0		0		228		
海	泊村		$\circ$			0		457	459	泊原子力
道	神恵内村			0		0		228		
	大間町		$\circ$			0		450		大間原子力
	風間浦村			$\circ$		0		225		
	佐井村			$\circ$		0		225	42	
	むつ市	むつ市	0			0		393		中間貯蔵施設
		大畑町	0			0		337		
		川内町	0			0		337		
		脇野沢村 ※1	0			0	②→①	337		
	東通村		0			0		562		東通原子力
	横浜町			0		0		281		
青	六ヶ所村		0			0		281		原子燃料サイクル施設
森	野辺地町			0		0			129	
	東北町	東北町		0		0			216	
県		上北町		0		0			216	
	平内町			0		0			216	
	七戸町	七戸町		0		0			216	
		天間林村		0		0			216	
	三沢市			0		0			187	
	おいらせ町	百石町		0		0			216	
		下田町		0		0			216	
	六戸町			0		0			216	
	十和田市	十和田市		0		0				
		十和田湖町								

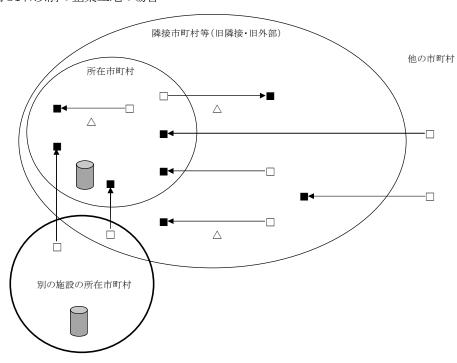
			所在	E隣接	の別					
道		A 0/24		隣	接	実	算			
府県名	現市町村名	市町村区分	所在	旧隣接	旧外部 ※2	施主体	定 区 分	交付金単価	加算給付金 単価	参考
	石巻市	石巻市		0		0		204		
جير		河北町 雄勝町		0		0		204 204		4
宮		北上町			0	0	2			
城県		桃生町			0	0	2			
乐		河南町			0	0	2	400		
	女川町	牡鹿町	0	0		0		409 409		女川原子力
	双葉町		Ö			0		100		
	大熊町		0			0		175		福島第一原子力
	田村市	常葉町			0	0	2			4
		大越町 滝根町			0	<u> </u>	2			-
		船引町	l		0	0	2			1
l		都路村		0		0				]
福	葛尾村			0		0		2.50		
	楢葉町 富岡町		0			0		350 350		福島第二原子力
県	いわき市			0		0		175		
	広野町			Ö		0		175		
	川内村			0		0		175		
	浪江町 南相馬市	百町士 ※2		0		0				4
		原町市 ※3 鹿島町 ※3				0				-
		小高町		0		0				=
	目立市	十王町			0	0	2			
茨	東海村	日立市	0	0		0		182 364		市海笠一百フカ
	那珂市	那珂町	O	0		0		182		東海第二原子力
県	3.1.	瓜連町			0	0	2	102		=
,,,	ひたちなか市	那珂湊市		0		0		227		
-	掛川市	勝田市 掛川市		0		0	2	227		
	(利) 11 11	大須賀町			0	0	2			-
		大東町		0	Ü	0		267		
	御前崎市	浜岡町	0			0		535		浜岡原子力
岡	菊川市	御前崎町 小笠町	0	0		0		401 267		
県	利川川	菊川町			0	0	2	201		
	牧之原市	相良町		0		0		267		]
		榛原町			0	0	2			
	長岡市	栃尾市 中之島町			0	0	2			新潟県に立地する事業所
		三島町			0	0	2			に関する申請は、県の指示
		山古志村			Ō	0	2			によってください。なお、その一部について本財団が
		与板町			0	0	2			一部について本財団か
新		和島村 寺泊町			0	0	2			
潟		長岡市		0		0	<u> </u>	394		1
県		越路町		Ō		Ō		394		
		小国町		0				394		4
	柏崎市	川口町柏崎市	0			0		788		柏崎刈羽原子力 相崎刈羽原子力
	THEM 114	高柳町	0			0		591		1968/0303WV 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
1		西山町	Ō			Ō		591		

			所名	E隣接	の別					
道		A 07.77		隣	接	実	算		L. Market A. J. L. A.	
府県名	現市町村名	市町村区分	所在	旧隣接	旧外部 ※2	施主体	定 区 分	交付金単価	加算給付金 単価	参考
	出雲崎町			0		0		394		
	刈羽村	1.644	0			0		788		柏崎刈羽原子力
	上越市	大島村 柿崎町		0		0		394 394		
		吉川町		Ö		0		394		
		上越市			0	0	2			
新		牧村			0	0	2			
潟		大潟町 頸城村			0	0	2			
県		板倉町			0	0	2			
		清里村			Ō	Ö	2			
		三和村			0	0	2			
		名立町			0	0	2			
		浦川原村 安塚町			0	0	2			
		中郷村			0		2			
	羽咋市			0	Ŭ	0		203		
	七尾市	七尾市			0	0	2			
		田鶴浜町		0		0		203 203		
石		中島町 能登島町		0	0	0	2	203		
Ш	中能登町	鳥屋町		0		0	2)	203		
県		鹿西町		0		0		203		
	Laterna	鹿島町			0	0	2			L. danset a . f
	志賀町	志賀町 富来町	0			0		407 305		志賀原子力
-	池田町	苗木 <sup>両</sup>		0		0		505		
	越前町	越前町		Ö		0			203	
		朝日町								
		織田町								
	越前市	宮崎村 武生市		0						
	W-101111	今立町								
福	南越前町	南条町		0		0				
井		今庄町		0		0		203		
	敦賀市	河野村	0	0		0		203 462		敦賀原子力
	美浜町		0			0		289		美浜原子力
	若狭町	三方町		0		0		179		
		上中町		0		0		146		
	小浜市 おおい町	大飯町	0	0		0		218 537		大飯原子力
	MOMON WI	名田庄村	0			0		378		ノヘドスルバコ ノオ
	高浜町		Ŏ			0		445		高浜原子力
1	高島市	マキノ町		0		0		197		(美浜原子力)
		今津町 朽木村		0	0	0	2	60		
		高島町			0	0	2			
滋		安曇川町			0	0	2			
賀		新旭町			0	0	2			(Id danced - 1)
県	長浜市	余呉町		0		0		167		(敦賀原子力)
		西浅井町 虎姫町				0		167		滋賀県に立地する事業所 に関する申請は、県の指示
		湖北町								によってください。なお、そ
		高月町								の一部について本財団が
		木之本町								審査をいたします。

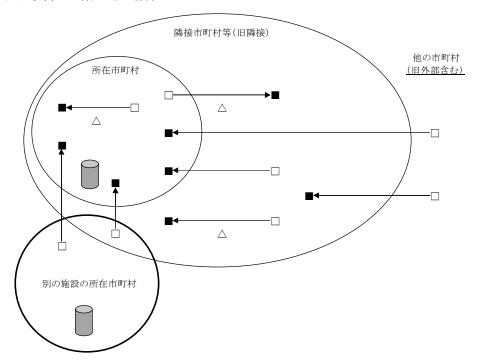
			所在	E隣接	の別					
道		合併前の		隣	接	実	算		加算給付金	
府県名	現市町村名	市町村区分	所在	旧隣接	旧外部 ※2	施主体	定 区 分	交付金単価	単価	参考
京都	舞鶴市			0		0		120		(高浜原子力)
府	綾部市			$\circ$		0		234		(大飯原子力)
	松江市	松江市	0			0		333		
		島根町	0			0		333		
白		鹿島町	0			0		444		島根原子力
島		美保関町 ※1	0			0	②→①	222		
根		八東町 ※1 八雲村 ※1	0			0	2-1	222		4
県		八芸村 ※1 玉湯町 ※1	0			0	②→① ②→①	222 222		1
		宍道町 ※1	0			0	2) <del>1</del>	222		
		東出雲町					<b>3</b>	222		1
山口県	上関町		0			Δ				上関原子力(未着工)
	伊方町	伊方町	0			0		261		伊方原子力
		瀬戸町	$\circ$			0		195		
		三崎町	0			0		195		
愛	八幡浜市	保内町		0		0		130		
媛		八幡浜市		0		0				
県	西予市	三瓶町		0		]				=
217		野村町								1
		明浜町 宇和町								
		城川町								+
	玄海町	为X/ 「FF]	0			0		351		玄海原子力
	唐津市	唐津市		0		0		175		214///177
	7011	肥前町		Ö		0		175		
佐		鎮西町		0		0		175		1
賀		呼子町		0		0		175		
県		浜玉町			0	0	2			
炉		北波多村			0	0	2			
		相知町	-		0	0	2			4
		厳木町 七山村			0	<u> </u>	2			4
	阿久根市		1	0		0	4	125		
	薩摩川内市	川内市	0			0		250		川内原子力
	11/24/37/11/37/14	樋脇町	Ö			0		187		
		東郷町	Ö			0		187		1
鹿		里村	Ō			0		187		
児		上甑村	0			0		187		
島		下甑村	0			0		187		
県		鹿島村	0			0		187		]
		入来町 ※1	0			0	<u>2</u> → <u>1</u>	125		4
	いたを由上配子	祁答院町 ※1	0			0	②→①	125	V/00	次辺貞・本川地庁)ヶ四ヶ
	いちき串木野市	串木野市 市来町		0	0	<u> </u>	2	125	<b>%</b> 63	※羽島・荒川地区に限る
		川木町	<u> </u>	<u> </u>		0	4			1

# 同一道府県内における市町村間の転入者の取扱い

1. 平成25年3月31日以前の企業立地の場合



2. 平成25年4月1日以降の企業立地の場合



- ※この図は、企業内での人事異動による既存事業所から対象事業所への転入パターンを示しています。
  - □は既存(転入元)事業所
  - ■は対象(転入先)事業所

  - ■◆ 既存事業所からの転入者は控除雇用者となり雇用創出効果となりません。

    △

# 平成30年度上期の新規申請における算定対象と要件設定日

H28.7	
H28.8   H28.9   ★	考
H28.9	
H28.9   大   基礎属F     H28.10   H28.11   H28.12   H29.1   ★増設の場合、基礎雇用者数を企業立地日の1年前の半期末日にて設定     H29.2   H29.3   ★   H29.4   H29.5   H29.6   H29.7   H29.8   H29.9   H29.1       H29.8   H29.10   H29.11       H29.10   H29.11       H29.11       H29.12       F	
H28.11	, 者数設定
H29.2   H29.3   ★ H29.3.3   基礎雇用	
H29.2   H29.3   ★ H29.3.3   基礎雇用	
H29.2   H29.3   ★ H29.3.3   基礎雇用	
H29.3   ★   基礎雇用	
H29.3   ★   基礎雇用	1
平成	t 者数設定
上期 H29.8 H29.9 H29.10	
上期   H29.8   H29.9   H29.10	
上期   H29.8   H29.9   H29.10	
H29.8   H29.9   H29.10	
H29.9	
平成	
R29.11	
下 期 H30.2 H30.3 ★ H30.3.3 H30.4	
下 期 H30.2 H30.3 ★ H30.3.3 H30.4	
期 H30.2 H30.3 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	
H30.3 ★ 期末雇用 H30.4	1
	者数設定
中     H30.5       H30.6     継続申請で 算定対象と なる       #     事       H30.7     おる    #### ### #### #### #################	
H30.6   H30.6   継続申請で   新 首   雑続申請で   新 首   算定対象と   規か   算定対象と   なる   請 開   本る   まる   まる   まる   まる   まる   まる   まる	
世 H30.7	
上期 130.8	
H30.9	
H30.10	
平 成	
H30.12   継続申請で   継続申請で   年   算定対象と   算定対象と   算定対象と   第1	
下 期 H31.2	
H31.3	

平成30年度下期に新規申請することも可能(2期目から開始)

## (注)

- ・企業立地日の翌期以降、概ね8年間にわたって給付します。
- ・企業立地日の翌々半期後の新規申請は出来ません。
- ・平成29年度下期中に企業立地し、翌半期(平成30年度上期)に申請せず翌々半期(平成30年度下期)に申請したときは、 給付期間は7年半となります。

# 増設の場合の1kW当たりの月額電気料金の算出例 (企業立地日の翌々半期の新規申請の場合)

# 1. 電気料金支払状況

摘要	支払月	使用月	支払電気料金	(円)	契約電力(k	W)	備 考
	H28.5	H28.4	149,196		25		
	H28.6	H28.5	146,606		25		
	H28.7	H28.6	151,887		25		
	H28.8	H28.7	149,304		25		
	H28.9	H28.8	134,203		25		
	H28.10	H28.9	126,395		25		
	H28.11	H28.10	121,055		25		企業立地日の属する月に支払った分を含む 前1年間
	H28.12	H28.11	125,904		25		(支払月:H28.6~H29.5)
	H29.1	H28.12	125,347		25		
	H29.2	H29.1	134,000		25		
	H29.3	H29.2	127,961		25		
企業立地日	H29.4	H29.3	124,498		25		
H29.5.15	H29.5	H29.4	137,647		25		
	計(12	カ月)	1,607,807	(a)	300	(g)	企業立地日の属する月に支払った分を含む
	月五	平均	133,983	(b)	25	(h)	前1年間の実績
	H29.6	H29.5	156,443		30		
	H29.7	H29.6	151,987		30		
	H29.8	H29.7	172,835		30		
	H29.9	H29.8	149,876		30		
	H29.10	H29.9	172,302		30		
	H29.11	H29.10	163,673		30		
	H29.12	H29.11	156,420		30		平成30年度上期申請の補助対象期間
	H30.1	H29.12	151,953		30		(支払月:H29.10~H30.3)
	H30.2	H30.1	148,220		30		
	H30.3	H29.2	151,626		30		
	計(6カ)	月) (d)	944,194	(c)	180	(i)	平成30年度上期申請の補助対象期間に支払った
	月五	平均	157,365		30	(j)	分の実績
H30 上期申請	H30.4	H30.3					
	5	5					

注)支払月が使用月の翌月とならないケースもあります

# 2. 1kW 当たりの月額電気料金の算出

(a)	企業立地日前1年間の支払電気料金の合計	1,607,807 円							
(b)	企業立地日前1年間の支払電気料金の1カ月当たりの平均額	133,983 円							
(c)	補助対象期間の支払電気料金の合計	944,194 円							
(d)	補助対象期間の支払月数	6 カ月							
(e)	基礎電気料金 (b)×(d)	803,898 円							
(f)	増加電気料金 (c)-(e)	140,296 円							
(g)	企業立地日前1年間の契約電力の合計	300kW							
(h)	(h) 企業立地日前1年間の契約電力の1カ月当たりの平均値(=基礎契約電力)								
(i)	補助対象期間の契約電力の合計	180kW							
(j)	補助対象期間の契約電力の1カ月当たりの平均値(=実契約電力)	$30 \mathrm{kW}$							
(k)	增加契約電力 (j)-(h)	5kW							
	$1kW$ 当たりの月額電気料金 (f)÷( $k \times d$ )	4,676 円							

# 雇用創出効果の具体例(新設の場合)

Q&A7、Q&A9、別紙Bを参照

			( QCC110 C DAMPED C DAME
	企業立地日の2カ月前 の日より前の雇用者 (控除雇用者) ※1	企業立地日の2カ月前 以降の雇用者	期末雇用者 (平成29年9月30日)
新規雇用者 ※2	3人	8人	11人
他の地域からの 転入者	2人	6人	8人
同一市町村等からの 転入者	1人	7人 (控除雇用者)	8人
合 計	6人	21人	27人
うち控除雇用者	6人	7人	13人
雇用創出効果	0人	14人	14人

- ※1 企業立地日の2カ月前の日より前の雇用者は、原則、控除雇用者となります。
- ※2 企業立地日より前に、同一市町村等の既存事業所に研修や事前準備等のため一時的に配属となり、 対象事業所の稼動(企業立地日)後に転入、配属されるケースが想定されます。 この場合、企業立地日の2カ月前以降の新規雇用であり、一時的な既存事業所での勤務に合理的

理由があれば、形式は「同一市町村等からの転入者」ですが、「新規雇用者」として扱います。

# 特例増設による交付期間の延長と契約電力・電気料金・雇用の増加分の捉え方

		半期	区分中の実	<b>ミ績値</b>		申請期数		[ -h-2+/-+1	基	· 礎契約電	カ	【申請値】	基	<b>-</b> - - - - - - - - - - - - - - - - - -	金	[ ++ 3+ /+-]	基	礎雇用者	数
半期区分	摘要	月平均 契約電力	月平均 支払電気 料金	期末 雇用者数	当初 交付期間	延長 交付期間 1	延長 交付期間 2	【申請値】 月平均 契約電力 (a)	当初 交付期間 (b)	延長 交付期間 1 (c)	延長 交付期間 2 (d)	月平均 支払電気 料金 (e)	当初 交付期間 (f)	延長 交付期間 1 (g)	延長 交付期間 2 (h)	【申請値】 期末 雇用者数 (i)	当初 交付期間 (i)	延長 交付期間 1 (k)	延長 交付期間 2 (1)
H21 下								(4)	(2)	(0)	(4)	(0)	(1)	(8/	(11)	(1)	()/	(11)	(1)
H22上	H22.4.1 企業立地日	70	198,000	24															
H22下		75	200,000	27	申請せず			-				-				-			
H23上		76	205,000	30	新規 2			75	0			200,000	0			27	0		
H23 下		77	210,000	31	継続 3			76	0			205,000	0			30	0		
H24上		76	205,000	32	継続 4			77	0			210,000	0			31	0		
H24下	H24.11.1 特例增設日1	85	280,000	34	継続 5			76	0			205,000	0			32	0		
H25上		90	300,000	40	継続 6	初回 1		85	0	77		280,000	0	210,000		34	0	32	
H25下		92	295,000	42	継続 7	継続 2		90	0	77		300,000	0	210,000		40	0	32	
H26上	H26.5.1 特例増設日2	100	321,000	57	継続 8	継続 3		92	0	77		295,000	0	210,000		42	0	32	
H26下		103	333,000	57	継続 9	継続 4	初回 1	100	0	77	92	321,000	0	210,000	300,000	57	0	32	42
H27上		102	330,000	50	継続 10	継続 5	継続 2	103	0	77	92	333,000	0	210,000	300,000	57	0	32	42
H27下		101	325,000	50	継続 11	継続 6	継続 3	102	0	77	92	330,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42
H28上		101	326,000		継続 12	継続 7	継続 4	101	0	77	92	325,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42
H28下		102	329,000	55	継続 13	継続 8	継続 5	101	0	77	92	326,000	0	210,000	300,000	55	0	32	42
H29上		102	330,000		継続 14	継続 9	継続 6	102	0	77	92	329,000	0	210,000	300,000	55	0	32	42
H29下		102	331,000		継続 15	継続 10	継続 7	102	0	77	92	330,000	0	210,000	300,000	55	0	32	42
H30上		103	330,000	50	継続 16	継続 11	継続 8	102	0	77	92	331,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42
H30下		103	330,000	51		継続 12	継続 9	103		77	92	330,000		210,000	300,000	50		32	42
H31上		103	330,000	52		継続 13	継続 10	103		77	92	330,000		210,000	300,000	51		32	42
H31下		102	325,000	53		100	継続 11	103		77	92	330,000		210,000	300,000	52		32	42
H32上		102	327,000	54			継続 12	102		77	92	325,000		210,000	300,000	53		32	42
H32下		102	328,000	55		継続 16	継続 13	102		77	92	327,000		210,000	300,000	54		32	42
H33上		103	327,000	56			継続 14	102			92	328,000			300,000	55			42
H33 下		103	328,000	56			継続 15	103			92	327,000			300,000	56			42
H34上							継続 16	103			92	328,000			300,000	56			42
H34下																			

※表中の【申請値】は前半期の実績値が適用されます。

例) H30 上の【申請値】に適用される「月平均契約電力」「月平均支払電気料金」は H29 下の支払実績、「期末雇用者数」は H29 下の期末日の雇用者数による

- ●各申請期の交付額算定における増加分の捉え方
- ①当初交付期間(H22 下~H30 上) ※H22 下は申請せず

増加契約電力:(a)-(b)、増加電気料金:(e)-(f)、増加雇用者数:(i)-(j)

②延長交付期間1(特例増設1回目の交付期間)と延長交付期間2(特例増設2回目の交付期間)の重複期(H30 下~H32 下) 増加契約電力: (a)-(c)、増加電気料金: (e)-(g)、増加雇用者数: (i)-(k)

③延長交付期間2(特例増設2回目の交付期間)の単独期(H33 上~H34 上)

增加契約電力:(a)-(d)、增加電気料金:(e)-(h)、增加雇用者数:(i)-(1)

ただし、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものとなります。

- ●特例増設の初回申請時において、特例増設(交付期間の延長)を認定する要件
- ·特例增設1度目(H25 上 初回申請)

増加契約電力: (a) - (c) >0、増加電気料金: (e) - (g) >0、増加雇用者数: (i) - (k)  $\ge$ 3

·特例增設2度目(H26 下 初回申請)

増加契約電力: (a) -(d) >0、増加電気料金: (e) -(h) >0、増加雇用者数: (i) -(1) ≥3

ただし、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものとなります。

- ■基礎契約電力、基礎電気料金の設定方法
- [A] 当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12カ月の月平均値
- [B]企業立地日(特例増設日1)の属する半期の翌半期から、特例増設日1(特例増設日2)の属する半期の前半期までの最大値(不交付期間を除く) →[A]と[B]の大きいほうを基礎値とする
- ■基礎雇用者数の設定方法
- [A]当該特例増設日の1年前の属する半期の期末日の雇用者数
- [B]企業立地日(特例増設日1)の属する半期の翌半期から、特例増設日1(特例増設日2)の属する半期の前半期までの各期末日の最大の雇用者数(不交付期間を除く)→[A]と[B]の大きいほうを基礎値とする

【その他】企業立地又は特例増設1度目から13年経過後の申請における基礎値の設定方法(上記例 特例増設1度目が H35 下以降など)

•基礎契約電力、基礎電気料金

当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12カ月の月平均値を基礎値とする

•基礎雇用者数

当該特例増設日の1年前の属する半期の期末日の雇用者数を基礎値とする

# F補助金の交付額計算例 (新設事業所)

北海道岩内町に食品製造会社が工場を新設、平成29年11月8日に電気の受電を開始し、平成30年3月31日時点 の雇用創出効果が5人である場合

## 実支払電気料金と実契約電力

2 12 11   02 11   12   2 1	) 4/1 4 · 🗆 / 0	
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)
平成29年 12月	550,000	250
平成30年 1月	553,000	260
平成30年 2月	557,000	260
平成30年 3月	548,000	280
計	2,208,000	1,050
	A	В
月平均=		262
		D
過去1年間 計	0	0
月平均	0	0
基礎値	0	0
	E	F
増加契約電力		262
		H=D-F
増加電気料金	2,208,000	=A-E
	I	
1kW 当たり月額電気料金	2,106	$=I \div (H \times M)$
	J	
算定単価	880	応募要領VI. 1. (2)
	K	算定単価の決定より
算定契約電力	262	ロルカのよういは
	S	HとRの小さい値

# その他の算定数値

C -> 10 -> 3F/C3/(10				
雇用創出効果	5	人	L	
期末雇用者数	8	人		
基礎雇用者数	0	人		
控除雇用者数	3	人		
支払月数	4	カ月	M	
交付金単価	228	円	N	応募要領(別
				心夯女帜(加
特例加算1人当たり単価	150,000	円	Ο	応募要領VI.
				付金の算定よ
算定電気料金の係数	1.5		Р	応募要領VI. 定電気料金に
				額の算定より
支払電気料金の係数	0.75		Q	応募要領VI. 払電気料金に
				額の算定より
契約電力上限	1,500	kW	R	
(雇用創出効果人数から)				

隣 接

J紙 A より)

2. 特例給 より

3. (1)算 による限度

3. (2)支 による限度

電力給付金	683,000	=	$=(K-N)\times S\times M$
特例給付金	750,000	=	=O×L
算定交付額	1,433,000	1 1	<b>這力給付金+特例給付金</b>

←応募要領IV.特例給付 金の交付要件を満たし ている場合

算定電気料金による 限度額	1,144,000	2	$= S \times (K \times P - N) \times M$
支払電気料金による 限度額	1,417,000	3	$= I \times Q - (H \times N \times M)$

交付額

1,144,000 円…① ② ③ のうち、最も低い額(千円未満切捨て)

# F補助金の交付額計算例 (増設事業所)

福井県敦賀市に精密機械製造会社が工場を増設、平成29年9月10日に電力契約を増設し、平成30年3月31日時点の雇用創出効果が6人である場合

## 実支払電気料金と実契約電力

天文四电XM 亚C天	) (	
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)
平成29年 10月	2,983,002	5,000
平成29年 11月	3,883,927	5,000
平成29年 12月	4,212,300	5,000
平成30年 1月	4,134,951	5,000
平成30年 2月	4,130,489	5,000
平成30年 3月	4,238,456	5,000
計	23,583,125	30,000
	A	В
月平均=		5,000
		D
過去1年間 計	28,554,251	40,000
月平均	2,379,520	3,333
基礎値	14,277,120	3,333
	E	F
増加契約電力		1,667
		H=D-F
増加電気料金	9,306,005	=A-E
	I	
1kW 当たり月額電気料金	930	$=I \div (H \times M)$
	J	
算定単価	600	応募要領VI. 1. (2)
	K	算定単価の決定より
算定契約電力	1,500	HとRの小さい値
	S	11つびハンいらん 川田

# その他の算定数値

ての他の昇止剱旭				_
雇用創出効果	6	人	L	
期末雇用者数	56	人		
基礎雇用者数	50	人		
控除雇用者数	0	人		
支払月数	6	カ月	Μ	
交付金単価	462	円	N	応募要領(別紙Aより)
特例加算1人当たり単価	300,000	円	О	応募要領VI. 2. 特例給 付金の算定より
算定電気料金の係数	2.0		Р	応募要領VI. 3. (1)算 定電気料金による限度 額の算定より
支払電気料金の係数	1.0		Q	応募要領VI. 3. (2)支 払電気料金による限度 額の算定より
契約電力上限	1,500	kW	R	
(雇用創出効果人数から)				
				='

所 在

 電力給付金
 1,242,000
 =(K-N)×S×M

 特例給付金
 1,800,000
 =O×L

 算定交付額
 3,042,000
 ① 電力給付金+特例給付金

←応募要領IV.特例給付金の交付要件を満たしている場合

算定電気料金による 限度額	6,642,000	2	$=S\times (K\times P-N)\times M$
支払電気料金による 限度額	4,685,000	3	$= I \times Q - (H \times N \times M)$

交付額

3,042,000 円…① ② ③ のうち、最も低い額(千円未満切捨て)

# F補助金の交付額計算例 (特例増設事業所)

石川県志賀町に精密機械製造会社が平成26年2月に工場を新設し企業立地、平成28年5月に1度目の特例増設、 平成29年11月に2度目の特例増設を行った場合

## 実支払電気料金と実契約電力

人人口电人们亚巴人		,
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)
平成29年 10月	205,751	80
平成29年 11月	206,126	80
平成29年 12月	265,718	87
平成30年 1月	265,135	87
平成30年 2月	266,523	88
平成30年 3月	266,657	88
計	1,475,910	510
	A	В
月平均=		85
		D
基礎値		
過去1年間または		
最大値の大きいほう	0	0
	E	F
増加契約電力		85
		H=D-F
増加電気料金	1,475,910	=A-E
	I	
1kW 当たり月額電気料金	2,893	$=I \div (H \times M)$
	J	
算定単価	1,160	応募要領VI. 1. (2)
	K	算定単価の決定より
算定契約電力	85	IILDの小さい荷
	S	HとRの小さい値

その他の算定数値

てひたのが見た数値				_
雇用創出効果	5	人	L	
期末雇用者数	16	人		
基礎雇用者数	0	人		
控除雇用者数	11	人		
支払月数	6	カ月	M	
交付金単価	407	円	N	応募要領(別紙Aより)
特例加算1人当たり単価	300,000	円	Ο	応募要領VI. 2. 特例給 付金の算定より
算定電気料金の係数	2.0		Р	応募要領VI. 3. (1)算 定電気料金による限度 額の算定より
支払電気料金の係数	1.0		Q	応募要領VI. 3. (2)支 払電気料金による限度 額の算定より
契約電力上限	1,500	kW	R	
(雇用創出効果人数から)				
,				1

所 在

- ·当初交付期間(H26上期~H33下期)
- ·特例增設1交付期間(H28下期~H36上期)
- ·特例增設2交付期間(H30上期~H37下期)

最も前の「交付期間に係る基礎値」により交付額の算定を行います。(応募要領 Q&A10参照)

⇒当初交付期間に係る基礎値により算定

電力給付金	384,000	$= (K - N) \times S \times M$
特例給付金	1,500,000	=O×L
算定交付額	1,884,000	① 電力給付金+特例給付金

算定電気料金による 限度額	975,000	2	$= S \times (K \times P - N) \times M$
支払電気料金による限度額	1,268,000	3	$= I \times Q - (H \times N \times M)$

交付額

975,000 円…① ② ③ のうち、最も低い額(千円未満切捨て)